用語集

(50音順)

用語	用語説明	主な 記載箇所
数字 30by30(サーテ ィ・バイ・サーテ ィ)	生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2030 年グローバルターゲットの一つであり、2030 (令和 12) 年までに陸域の 30%と海域の 30%の保全・保護を目指す目標のこと。2021 (令和3)年6月のG7サミットにおいて、G7各国は世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることに合意した。	P. 8、 39、43
英字 ESG投融資	財務情報に加え、環境(E:Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G:Governance)といった非財務情報も考慮して行う投資手法のこと。 ・環境:生物多様性、気候変動など ・社会:ダイバーシティ推進、働き方改善など ・ガバナンス:不正防止、法令遵守など	P. 9
OECM (Other Effective area- based Conservation Measures)	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。 生物多様性条約第 14 回締約国会議(COP14)において採択されたOECMの定義(環境省仮訳)は以下のとおり。 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組み(「自然共生サイト」)が 2023(令和5)年度に創設された。OECMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。	P. 8 \ 39 \ 43 \ 44 \ 88
か行		
外来種	国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息・生育する生物のこと。	P. 18、 47、84

71 + + + +	サウリホ先続に トスル鉄をかったていまった 1 に明さった / 元	
外来生物	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)(外来生物法)で定義されている法律用語で、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。	P. 6 \ 18\ 47
カーボンニュート ラル(脱炭素)	人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源に よる除去量を均衡させる(実質的な排出量をゼロにする)こと。	P. 42
川の国応援団	埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体のこと。	P. 76
環境保全型農業直 接支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき 実施されている化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上 で、生物多様性保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動や有機 農業に取り組む農業者団体に対し、取組面積に応じて助成すること で、生物多様性保全や地球温暖化防止などを図る制度。	P. 53、81
環境林整備	獣害を受けた森林の水源かん養機能や生物多様性保全機能等を回復させるため、自生する広葉樹などを活用し、できる限り手間を掛けず低コストで森林を整備すること。	P. 70
近郊緑地特別保全 地区	近郊緑地保全区域内 ^{注)} で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止などの保全の効果が、特に著しい地区として定められた地区のこと。 注)首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害や災害の防止などを目的として指定された区域のこと。	P. 73
グリーンインフラ	1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。	P. 30、 39、73、 75、83、 86

グリーン購入	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。	P. 87
さ行		
埼玉県生物多様性 保全活動団体登録 制度	県内で、生物多様性保全のためのモニタリング調査、希少野生動 植物の保護・増殖、外来生物の防除、その他生物多様性保全のため の活動のいずれかを行っている団体・グループ・学校・企業等を対 象とした登録制度のこと。	P. 58
埼玉県傷病野生鳥 獣保護ボランティ ア	埼玉県から委嘱を受けて、傷病野生鳥獣保護診療機関で診療を受けた傷病野生鳥獣について放鳥獣が可能になるまでの保護を担うボランティアのこと。	P. 50
彩の国環境大学	地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座のこと。基礎課程と実践課程がある。	P. 60
サーキュラーエコ ノミー(循環経 済)	生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のこと。	P. 42
サステナブルラベ ル商品	持続可能な原料調達、環境・社会などに配慮した製品であると第 三者機関から認証を受けたことを示す国際認証ラベルが付いた商品 のこと。	P. 60
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く天 然林(二次林)、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成 される地域のこと。	P. 17、 32、41、 71
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき指定された、ほとんど 人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自 然環境を維持している地域のこと。	P. 70
自然共生サイト	環境省が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のこと。	P. 44、 45、87、 88
自然資本	地球上の再生可能/非再生可能な天然資源(例:植物、動物、大気、土壌、鉱物)のストックのこと。	P. 9 \ 16\ 18\ 42

重要湿地	生物多様性の観点から重要度が高いとして、環境省が選定・公表している湿地のこと。2001 (平成13) 年度に初めて選定結果が公表され、その後、2014 (平成26) 年度にその見直しが行われた。全国では633か所、埼玉県内には7か所の重要湿地が存在している。 < 埼玉県内の重要湿地 > ・ 渡良瀬遊水地及び周辺水田 (加須市、栃木県栃木市、茨城県古河市など) ・ 杉戸町の遊水池 (北葛飾郡杉戸町) ・ 宝蔵寺沼 (羽生市) ・ 見沼代用水 (県南東部の市町) ・ 白子川流域の湧水群 (和光市) ・ 妙音沢の大沢・小沢 (新座市) ・ 狭山丘陵周辺の湿地 (入間市など)	P. 75、80
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。事業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。	P. 60
侵略的外来種	外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性 を脅かすおそれのあるもののこと。	P. 8
ステークホルダー	企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を 有する者のこと。日本語では利害関係者という。具体的には、消費 者(顧客)、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、 行政機関など。	P. 55
総合防除(I PM 注)、総合的病害 虫・雑草管理)	病害虫・雑草の発生増加を抑えるため、利用可能な全ての防除技術の経済性や環境への影響等を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法のこと。これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。 注) I PM: Integrated Pest Management	P. 37、 53、81
た行		
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化 との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁 殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行 うこと。	P. 30、 38、75

地域制緑地	法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区のこと。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。	P. 73、86
地域農業経営基盤 強化促進計画	従来の「人・農地プラン」が2023(令和5)年4月1日に法定化されたもので、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画のこと。各市町村は2024(令和6)年度末までに、市街化区域を除き、地域ごとに本計画を策定することとされている。	P. 53、81
地表面被覆の人工 化	緑地が少なくなり、地面が熱をためやすいアスファルトやコンク リートに覆われていること。	P. 33
特定外来生物	外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすお それがあるものとして政令で定めるもののこと。	P. 25、 39、47
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準 (地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び 化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬(使用回数)と化学 肥料(窒素成分量)の双方を5割以上削減して栽培された農産物の こと。	P. 53、81
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止 に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質の変更などを 行う際に許可が必要となる地区のこと。	P. 73
な行		
ネイチャーポジテ ィブ(自然再興)	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。G 7 2030 年自然協約や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。	P. 7、 8、41、 87
農地中間管理事業 (農地バンク事 業)	農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手(担い手農家等)に貸し付ける制度のこと。	P. 53、81

は行		
人・農地プラン	高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画のこと。	P 53、81
ふるさとの緑の景 観地	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域として指定されたもののこと。指定された区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。	P. 73、86
保護地域	法令や制度等に基づく既存の保護地域 ^{注)} のこと。2023(令和5)年10月現在、埼玉県内の保護地域面積の算定には、国立公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、希少個体群保護林、生物群集保護林及び国指定天然記念物が含まれている。 注)自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)、自然環境保全地域(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域等。	P. 8 \\ 39 \cdot 43 \\ 44
ま行		
緑、みどり	「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑のこと。また、「みどり」とは、身近な緑に加え、森林、河川や池沼を含む湿地などの総称のこと。ただし、いずれも事業や施策の名称として用いる場合もある。	P. 36、 37、71、 73、83、 84
「みどりと生き 物」の学習コンテ ンツ	小学4~6年生を対象にした埼玉県の貴重なみどりや生き物について学べる学習コンテンツのこと。埼玉みどりのポータルサイト (https://midorinoportal.pref.saitama.lg.jp/info/learning/) にて YouTube 動画の視聴やワークシートのダウンロードができる。	P. 60、63
や行		
野生の生きものと ふれあう学校	次代を担う小・中・高等学校の児童・生徒が自然保護及び鳥獣保護への関心を高めることを目的として、埼玉県鳥獣保護管理事業計画に基づき県が指定する学校のこと。1964(昭和39)年度から「愛鳥モデル校」として指定してきたものが、1988(昭和63)年度から「野鳥とふれあう学校」に名称変更され、更に2023(令和5)年度からその保護活動対象を野鳥だけでなく野生生物全般まで拡大し、この名称となった。	P. 60

谷津(やつ)	丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。「谷戸(やと)」ともいう。丘陵の最も奥から湧き出した水が「谷津田(やつだ)(谷戸田(やとだ))」と呼ばれる水田を発展させた。人々はその周辺に自然と共生しつつ集落を形成した。	P. 32
ら行		
林分	樹木の種類、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接 したものとは森林の様相(林相)によって明らかに区別がつく一団 地の森林のこと。	P. 29
レジリエント	自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。一般用語としては困難などに遭遇したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになった。	P. 41

埼玉県生物多様性保全戦略(2024(令和6)年度~2031 (令和13)年度)策定の経緯

県戦略は、「埼玉県生物多様性保全対策ワーキンググループ(WG)」及び「埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会」における検討や県民コメント(意見募集)等を踏まえ、策定しました。

WG会議及び検討委員会開催状況等は以下のとおりです。

○ WG会議及び検討委員会開催状況

WG会議·検討委員会	開催年月日	主な検討事項	
WG会議①	2021年11月2日	県戦略(2018年2月策定)目標値の達成状況 等について①	
WG会議②	2021年12月23日	県戦略(2018 年 2 月策定)目標値の達成状況 等について②	
WG会議③	2022年2月17日	改定の方向性について①	
WG会議④	2022年3月23日	改定の方向性について②	
WG会議⑤	2022年8月24日	県戦略の骨子案について①	
WG会議⑥	2022年11月17月	県戦略の骨子案について②	
WG会議⑦(書面)	2022年11月28日	県戦略の施策案について	
WG会議®	2023年2月15日	県戦略(たたき台)(案)について	
WG会議⑨(書面)	2023年3月1日	県戦略(たたき台)について	
2023 年 3 月 31 日 生物多様性国家戦略 2023-2030 閣議決定			
WG会議⑩	2023年5月15日	県戦略(素案)(案)について	
第1回検討委員会	2023年7月12日	県戦略(素案)について①	
第2回検討委員会	2023年9月4日	県戦略(素案)について②	
第3回検討委員会	2023年10月16日	県戦略(素案)について③	
第4回検討委員会	2024年1月19日	県民コメント等を踏まえた県戦略 (最終案) に ついて	

○ 県民コメント (意見募集) 実施状況

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メールにより県戦略(素案)に対する意見を募集しました。

・募集期間:2023(令和5)年11月15日~12月12日

・提出意見数:11名120件

○ 市町村への意見照会状況

県内 63 市町村に対し、書面により県戦略(素案)に対する意見照会を行いました。

· 照 会 期 間: 2023 (令和5) 年 11 月 15 日~11 月 30 日

・提出意見数:2市3件

○ 埼玉県議会への報告状況

2024(令和6)年2月定例会における常任委員会(環境農林委員会)にて行政課題報告を行いました。

·報告日:2024(令和6)年3月6日

・報告件名:埼玉県生物多様性保全戦略(2024~2031年度)の策定について

【埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会委員】

任期:2023(令和5)年6月1日~2024(令和6)年3月28日

所属等	氏名	備考
立正大学地球環境科学部 教授	米林 仲	委員長
東京大学大学院農学生命科学研究科 秩父演習林 講師	平尾 聡秀	副委員長
埼玉大学教育学部 名誉教授	金子 康子	
NPO法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団 代表理事	牧野 彰吾	
埼玉県絶滅危惧動物種調査団 代表	碓井 徹	
公益財団法人埼玉県生態系保護協会 事務局長	前田 博之	
NPO法人自然観察指導員埼玉 代表理事	奥野 麦生	
埼玉昆虫談話会 会長	江村 薫	
認定NPO法人環境ネットワーク埼玉 代表理事	星野 弘志	
認定NPO法人生態工房 理事長	片岡 友美	
県環境部環境政策課	担当者	
県環境部水環境課	担当者	WG構成員兼務
県環境部みどり自然課	担当者	WG構成員兼務
県環境科学国際センター	担当者	WG構成員兼務
県環境科学国際センター	担当者	WG構成員兼務
県環境科学国際センター	担当者	WG構成員兼務
県農林部農業支援課	担当者	WG構成員兼務
県農林部森づくり課	担当者	WG構成員兼務
県農林部農村整備課	担当者	WG構成員兼務
県農林部農産物安全課	担当者	WG構成員兼務
県農業技術研究センター	担当者	WG構成員兼務
県病害虫防除所	担当者	WG構成員兼務
県水産研究所	担当者	WG構成員兼務
県寄居林業事務所	担当者	WG構成員兼務
県県土整備部河川砂防課	担当者	WG構成員兼務
県県土整備部河川環境課	担当者	WG構成員兼務
県都市整備部公園スタジアム課	担当者	WG構成員兼務

(※敬称略・順不同。所属等は当時)